

原議保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 備 二 発 第 7 9 号

令 和 8 年 2 月 2 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	10年(令和18年3月31日まで)
災害対策第一係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

**「佐賀県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の改正
について(通達)**

新型インフルエンザ等の発生時における必要な業務継続については、「佐賀県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改正について（通達）」（令和4年9月21日付け佐本備二発第296号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、別添のとおり「佐賀県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を改正したので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

令和 8 年 2 月 25 日

佐賀県警察新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

佐 賀 県 警 察

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 実施方針等	1
第3節 被害想定	2
第2章 実施体制	2
第1節 時期区分の設定	2
第2節 準備期における体制	2
第3節 初動期における体制	2
第4節 対応期における体制	3
第5節 知事部局等関係機関との連携	3
第3章 発生時継続業務等	3
第1節 業務継続の基本方針	3
第2節 強化・拡充業務	4
第3節 一般継続業務	4
第4節 縮小・中断業務	5
第4章 業務継続のための執務体制の確立	5
第1節 新型インフルエンザ等発生時の執務体制	5
第2節 人員計画	6
第3節 職員等の感染状況の把握	9
第5章 業務継続のための執務環境の整備	9
第1節 物資等の確保	9
第2節 情報通信の確保	10
第3節 警察庁、関係機関等との連携	10
第3節 医療体制の確保	10
第6章 感染防止の徹底	10
第1節 個人及び家庭での感染予防	10
第2節 職場における感染拡大防止策	11
第3節 発症者等への対応	12
第4節 来庁者への対応	13
第5節 海外で勤務する職員等への対応	13
第7章 業務継続計画に関する留意事項	13
第1節 初期段階	13
第2節 状況に応じた対応	14
第3節 通常体制への復帰	14
第8章 業務継続計画の維持・管理等	14
第1節 公表・周知	14
第2節 教育・訓練	14
第3節 点検・改善	14

第 1 節 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型ウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的反響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に掲げる「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、佐賀県警察では、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」が定められたことに伴い、「佐賀県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県警察行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等の発生時においては、県警察行動計画等に基づき、関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の維持に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられない。そうした中においても、限られた人員の中で佐賀県警察（以下「県警察」という。）がその機能を維持する必要があることから、あらかじめ社会経済への影響の規模の目安である職員の最大40％程度の欠勤といった被害想定を踏まえた業務継続計画を策定し、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めたものである。

第 2 節 実施方針等

この計画の実施に当たっては、各所属が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の維持に万全を期するとともに知事部局等の関係機関と積極的に連携し、的確に業務を推進するよう努める。

県警察は、この計画に基づき、人員計画に定められた体制に移行し

た場合には、時機を逸することなく佐賀県公安委員会にこの計画の実施状況について報告するとともに、佐賀県公安委員会を的確に補佐する。

第3節 被害想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、正確に予測することは難しい。このため、この計画は、職員の最大40%程度の欠勤を想定しているが、実際の新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

また、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足等、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により、被害を受け、十分に得られない事態になることも想定しておく必要がある。

第2章 実施体制

第1節 時期区分の設定

新型インフルエンザ等の発生の段階については、中長期的な対応となることを想定して、県警察行動計画と同様に、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに実施体制を検討する。

第2節 準備期における体制

準備期には、佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱により設置された佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「対策委員会」という。）において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを検討する。

また、特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策やテレワーク等、適切な業務継続方法について検討する。

さらに、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な条例について、具体的な対応方針を整理する。

第3節 初動期における体制

新型インフルエンザ等が国内又は国外で発生した場合には、県警察行動計画で定めるところにより、連絡室又は対策本部（以下「県警察対策本部等」という。）を設置し、県警察対策本部等が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

第4節 対応期における体制

対応期において、初動期に引き続き、対策本部において警察庁等との連携を図り、事態の対処に当たる。

対応期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

第5節 知事部局等関係機関との連携

新型インフルエンザ等が発生した場合には、警察庁の指示、指導等を受けるとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して、必要な業務を推進する。

第3章 発生時継続業務等

第1節 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下、「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても治安の維持のために業務量を大幅に縮小することが困難な業務（以下、「一般継続業務」という。）は継続する（以下、両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下、「縮小・中断業務」という。）は、縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入する。また、平時を100%とした場合の発生時継続業務及び縮小・中断業務に係る業務水準及び投入すべき人的資源の目安は、次の表のとおりである。

業務水準及び投入すべき人的資源の目安

	発生時継続業務		縮小・中断業務
	強化・拡充業務	一般継続業務	（発生時継続業務以外の業務）
初動期	100～120%	100%	100%（縮小・中断の準備）
対応期	100～150%	80～100%	100%未満

なお、これらの業務の主な分類は、次節から第5節まで及び別表「業務仕分け」のとおりであるところ、縮小・中断業務の整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応時において実際の業務の縮小又は中断を行った事例を踏まえたものである。

また、発生時継続業務に位置付けられない業務についても、その平時における重要性が否定されるものではない。

第2節 強化・拡充業務

県警察行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、県警行動計画において、初動期又は対応期に実施することとされている次の事項とする（県警行動計画第3章第1節及び第4章第1節参照）。

○ 初動期

- ・ 実施体制の確立
- ・ 感染対策
- ・ 水際対策の支援
- ・ 医療活動の支援
- ・ 社会秩序の維持
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等
- ・ 条例の改正等への対応

○ 対応期

- ・ 実施体制の確立
- ・ 感染対策
- ・ 水際対策の支援
- ・ 医療活動の支援
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置
- ・ 社会秩序の維持
- ・ 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
- ・ 条例の改正等への対応
- ・ 小康状態となった場合の措置

第3節 一般継続業務

第1 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、治安の維持や国民生活・経済活動等に重大な影響を与えるため、まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、県警察がその機能を維持するために必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を実施するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表「業務仕分け」のとおりとする。

第2 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の点について留意する。

- 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小又は中断すること
- 例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できる業務等もあると考えられるため、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施できるよう工夫すること

第4節 縮小・中断業務

第1 縮小・中断業務

発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合において、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。また、業務を継続することで感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。

主な縮小・中断業務は、別表「業務仕分け」のとおりとする。

第2 縮小・中断業務についての留意事項

感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性を考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うなど適切に対応する。

第4章 業務継続のための執務体制の確立

第1節 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

第1 業務継続実施責任者

各所属に業務継続実施責任者を置き、所属長をもって充てる。業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時にこの計画に定められた業務を的確に実施する。

第2 指揮命令系統の明確化

1 所属長の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である所属長の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保、所属長と代行者の交代での勤務等の措置を講じる。

2 所属長の勤務が困難となった場合の対応

(1) 代理者の指定

所属長が新型インフルエンザ等により患するなどにより出勤勤務が困難となった場合には、当該所属長に代わり得る者を指定し、対応する。

(2) 電話等による意思決定権者への報告

代理者が対応したときには、速やかに、代理決裁を行った旨を所属長に報告する。

第3 感染防止従事責任者

各所属に感染防止従事責任者を置き、本部においては次席(副所長、副隊長及び副校長を含む。)、警察署においては副署長をもって充てる。

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

第2節 人員計画

第1 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別表「業務仕分け」に基づき、あらかじめ所属単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握し、人員計画を作成する。また、縮小・中断業務についても、縮小又は中断するための手続きや広報が必要となったり、代替策を講ずる必要が生じたりする場合もあると考えられるため、これらに関わる業務、必要な人員、物資等を整理する。

人員計画では、職員の最大40%の欠勤率を想定し、発生時継続業務が機能するために必要な人員を所属内で配分する。この際に業務継続実施責任者は、次の点に留意する。

- 専門知識が必要な業務に当たる職員（例えば、特別な資格や技能を有する職員）の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、可能な限り代替性を高めるための方策（他の職員に対する資格取得の奨励及び技能の標準化・教育訓練の実施による通常時からの代替要員の確保等）を講じること
 - 家族の看病等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小等を含む。）により出勤が困難となる可能性のある者を具体的に把握すること
 - 他所属の発生時継続業務について、所属の縮小・中断業務に従事する者の応援が可能となるよう整理すること
- 業務継続実施責任者は、人員計画を作成又は変更した際は、当該計画を警備第二課に送付すること

第2 人員計画の運用

1 準備期

業務継続実施責任者は、所属単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、職場で感染の疑いのある者が確認された場合を想定し、あらかじめ対処する作業班を決めておく。

また、業務継続実施責任者は、各業務資料の整理及び共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を継続できるようにする。

2 初動期

(1) 体制の確立等

業務継続実施責任者は、県警察対策本部等が設置され、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えるとともに、必要人員等を確認し、具体的な人員配分等を検討する。

(2) 人員計画に定められた体制への移行

業務継続実施責任者は、県警察対策本部等が設置されたときは、速やかに人員計画に定められた体制に移行する。

業務継続実施責任者は、必要に応じて、県警察対策本部等の協力を得て、応援・配置の調整を行う。

この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

また、業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

3 対応期

業務継続実施責任者は、初動期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行い、その結果を県警察対策本部等に通知する。

4 留意事項

業務継続実施責任者は、人員計画の運用時において、次の点に留意

する。

- 人員計画に定められた体制への移行後は、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮すること
- 職員が公務中又は公共交通機関を利用して通勤している間に新型インフルエンザ等に感染し、健康被害が生じた場合、公務災害又は通勤災害が認められる可能性があることから、個別事案ごとに認定のために必要な調査を行い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）等に基づき、適切に公務災害及び通勤災害の認定を行うこと
- 新型インフルエンザ等の発生時において、職員に対し、特定接種を行うこととした場合であって、副反応による健康被害が生じたときは、予防接種健康被害救済制度の対象となる可能性があることから、職員に同制度に係る申請要領等を教示すること。また、個別事案ごとに必要な調査を行い、補償法等に基づき、適切に公務災害の認定を行うこと
- 新型インフルエンザ等の発生中に他の災害等が発生した場合の人員体制等についても考慮すること

第3 感染リスクを軽減する勤務体制

1 出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その発生状況等を勘案し、時差出勤が必要と認められる職員については、勤務時間等を別に定めて時差出勤をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を講じる。

2 勤務形態

業務継続実施責任者は、職場で新型インフルエンザ様症状を有する者（以下「発症者」という。）が確認された際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、所属内において班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入等も検討する。

3 勤務環境

感染防止従事責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

また、不特定多数の者が集まる場を設定する業務（各種会議、説明会等）については、オンライン会議や電子メールの活用等の代替手段を検討し、それが困難な場合は、中止又は延期する。

4 対策本部要員の勤務

原則として、各執務室において強化・拡充業務を行う。

ただし、対策本部長は、庁舎内における新型インフルエンザ等の発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、対策本部要員のうち必要な要員を招集し、対策本部において強化・拡充業務を行わせる。

第3節 職員等の感染状況の把握

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、職員等の新型インフルエンザ等感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- 新型インフルエンザ等の発生が確認された以降、職員等は、出勤前、自宅で検温し、発熱の有無を確認する

インフルエンザ様症状がある場合は、新型インフルエンザ等コールセンター、保健福祉事務所等に設置された相談窓口（以下「コールセンター等」という。）に連絡を入れ、相談する

- 職員等が、コールセンター等において、帰国者・接触者外来、指定医療機関等（以下「帰国者・接触者外来等」という。）での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに感染防止従事責任者に報告する

- 感染防止従事責任者は、職員から上記報告を受けたときは、当該職員に対し、休暇の取得などを指導するとともに、速やかに対策本部に報告する

なお、職員の同居家族等が感染した場合においては、その看病等の対応により、当該職員の休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する

第5章 業務継続のための執務環境の整備

第1節 物資等の確保

第1 備蓄食料の管理

会計課は、新型インフルエンザ等の発生時に食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

第2 消耗品等の確保等

関係所属は、会計課と相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品

等をリストアップし、計画的な確保に努める。

第2節 情報通信の確保

第1 通信の確保

情報通信部は、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、対策本部の立ち上げや各所属等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。また、関係事業者等との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

第2 情報システムの維持

情報管理課は、各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対応ができる体制の確保を図る。

なお、テレワーク利用者が増加すれば、サーバーへのアクセス数が増加することになるため、システム障害等を発生させないための方策（各サーバーへの負荷の分散、バックアップ体制等）を検討するとともに、通信速度や情報セキュリティに問題がないこと等について確認する。

第3節 警察庁、関係機関等との連携

新型インフルエンザ等が発生した場合には、県警察は、警察庁と連携を強化し、新型インフルエンザ等対策の実施等に関し、必要な支援を依頼する。

また、新型インフルエンザ等発生時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるよう、業務継続実施責任者は、発生時業務継続業務に係る知事部局等の関係機関との連携・情報共有を図る。

第4節 対応体制の確保

厚生課は、職場に発症者が出た場合に備え、コールセンター等の設置状況を確認し、職員等へ周知する。

第6章 感染防止の徹底

第1節 個人及び家庭での感染予防

第 1 基本的な感染防止対策

感染症の種類により必要な対策は異なるが、職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

- 発熱等のインフルエンザ様症状があれば出勤を控える。
- 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染防止対策等を徹底する。
- 外出に当たっては、感染流行地域への移動を避ける、公共交通機関の混雑時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物等換気が不十分で閉鎖的な場所、いわゆる「3つの密」が揃う場所は利用しない。やむを得ずに入るときにはマスクを着用するよう努める。
- マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

第 2 感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなど、職員等に対する周知を徹底する。

第 3 マスク等の配布

厚生課、会計課は、職員等の新型インフルエンザ等感染予防のため、警察共済組合等と連携して必要なマスク等を配布するよう努める。

第 2 節 職場における感染拡大防止策

感染防止従事責任者は、職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置を執る。

- 各職員に毎朝、自宅で検温させ、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤せず、コールセンター等に相談するよう指示する。
- 症状がみられた職員が安心して休暇を取得できる体制を整える。
- 職場における手洗い及びうがいを励行し、マスク着用等の咳エチケットを徹底する。
- 消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。
- 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。
- 食事時間に時差を設ける。
- 対面による会議を極力避ける。
- エアロゾル感染への対策として、建物の構造、室内温度、外気温等に応じ、可能な範囲で換気を行う。

- 通常の清掃に加え、特に机、椅子、ドアノブ、照明のスイッチ、階段の手すり、エレベーターの押しボタン、トイレの流水カバー、便座等の人がよく触れる可能性のある箇所の消毒を実施する。

第3節 発症者等への対応

第1 発症者が確認された場合の措置

職場内に発症者が確認された場合の措置（業務継続実施責任者及び同副責任者の対応を除く。）は、次のとおりとする。

- 感染防止従事責任者は、発症者が確認された旨を、速やかに対策本部に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。
- 感染防止従事責任者は、発症者の対応に当たる職員に感染防護資機材を着用させ、発症者が自力で他の職員との接触を極力避けられる場所（以下、「別室」という。）に向かうことが不可能な場合は、援助させる。
- 発症者を別室に移動させ、コールセンター等の指示に従い、帰国者・接触者外来等へ搬送するほか、必要に応じて、同医療機関において診療を受けさせる。
- 発症者が発症の直前に職場で勤務していた場合には、消毒剤等を用いて、発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者と濃厚接触した職員については、コールセンター等の指示に従い対応する。
- 発症者及び濃厚接触した職員に対する自宅待機措置を幅広く検討する。
- 自宅待機措置の対象とならなかった職員についても、後に症状が現れる場合があることを念頭に、日々の健康観察を徹底すること。

第2 職員の発症等に関する休暇の取扱い

1 発熱等のインフルエンザ様の症状がある場合

病気休暇又は年次休暇等を取得する。

2 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

特別休暇を取得する。

3 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤が不可能である場合

年次休暇等を取得する。

4 休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、1又は2に該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

第4節 来庁者への対応

第1 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を要請するとともに、来庁者に発熱等の症状を確認するなどにより、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

第2 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎の利用制限を行い、県民ホール等を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

第3 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第5節 海外で勤務する職員等への対応

海外で勤務し又は海外に出張する職員等への感染を予防するため、必要に応じて、次の措置を執る。

- 新型インフルエンザ等の発生国・地域に駐在する職員及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公使館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や待避の可能性について検討する。
- 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。

また、感染が世界的に拡大する場合、出張先の国・地域の医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することを含めて検討する。

第7章 業務継続計画に関する留意事項

第1節 初期段階

新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等が不明である可能性が高いため、縮小・

中断業務については、感染拡大の状況等に基づき必要に応じて縮小又は中断し、感染リスクを軽減していく。

第2節 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の感染拡大等の状況に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、対策本部と必要な調整を行う。

また、業務継続実施責任者は、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統が変化することを踏まえ、人員計画の修正を行うなど、弾力的な業務運営を行う。

第3節 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が廃止され、特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行した場合には、対策委員会を開催して通常体制への段階的な移行を検討する。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染が拡大・まん延する可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第8章 業務継続計画の維持・管理等

第1節 公表・周知

この計画は公表する。また、佐賀県警察のホームページに掲載するなどにより、この計画について県民の理解を求めることとする。

第2節 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合や班交替制勤務等の感染リスクを低減させるための勤務体制を執る場合を想定し、役割分担を確認する等の実戦的な訓練を実施することにより、改善点等の課題を分析する。

また、庁舎内において発症者が確認された場合に対応する職員及び不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する職員に対しては、個人防護具の着脱訓練を行う。

第3節 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警行

動計画が改正された場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

業 務 の 仕 分 け

【警務部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	公安委員会関連業務
	関係機関等との連絡・調整
	庶務関連業務
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	犯罪被害者支援及び犯罪被害者等給付金等関連業務
	個人情報の保護及び情報公開
	警察相談関連業務
	当直体制の確認・確保
	組織及び定員関係業務
	職員の人事関連業務
	職員の勤務制度関連業務
	庶務、給与、手当、災害補償及び災害給付関連業務
	監察関連業務(非違事案の調査、処分等に限る。)
	訴務対応
	留置管理業務
	予算、決算及び会計
	遺失・拾得関連業務
	警察装備関連業務
	健康管理その他保険関連業務
	情報管理システムの管理、運用等関連業務
	情報セキュリティインシデント関連業務
	照会センター関連業務
	電話交換関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	被疑者取調べ監督関連業務
	庁舎見学関連業務
	警察音楽隊の派遣・訓練
	各種統計業務
	各種教養・研修・訓練等
	職員の採用関連業務
	人事評価関連業務
	所管行政に関する調査・企画、国際関係事務の総合調整業務
	公文書の審査業務
	職員の勤務制に関する業務、警察活動の高度化に関する業務
	システム開発業務
	機関誌編集業務
	政策評価関連業務
	監察関連業務（非違事案の調査、処分等を除く。）
	警察表彰関連業務
	福利厚生関連業務
	情報システム整備関連業務

業 務 の 仕 分 け

【生活安全部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係機関等との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関する業務
	犯罪の予防一般
	許認可関連業務
	酩酊者、家出人、迷子その他応急の救護を要する者の保護
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動関連業務
	警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用関連業務
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助関連業務
	情報通信技術利用に伴う犯罪の取締り及び捜査支援
	ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務
	生活安全関連法令違反事犯の取締り
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	生活安全関係法令の調査・研究
	生活安全関係資料の調査、収集及び管理

業 務 の 仕 分 け

【刑事部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	警察庁、関係都道府県警察、関係機関等との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	個人情報の保護及び情報公開
	訟務対応
	組織犯罪対策
	薬物銃器事犯の取締り
	国際捜査共助及び国際犯罪捜査
	マネー・ローンダリング対策
	その他社会的反響が大きく、警察本部の指導・調整が必要となる犯罪の捜査に関する業務
	捜査共助に関する業務
	犯罪鑑識関連業務
	各種照会業務の運用に関する業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	刑事関係資料の調査、収集及び管理
	刑事関係法令の調査・研究

業 務 の 仕 分 け

【交通部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係機関等との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	個人情報の保護及び情報公開
	訴務対応
	交通規制の実施に関する業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締りに関する業務
	交通事故事件捜査に関する業務
	運転免許関連業務（聴聞・教習業務を除く。）
	許可関連業務
	各種統計業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	交通関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理
	交通安全教育
	交通安全関係団体等に対する指導等

業 務 の 仕 分 け

【警備部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係機関等との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	個人情報の保護及び情報公開
	訴務対応
	警備情報関連業務
	警備犯罪の取締り
	外国人に係る警備情報の収集、分析・調査
	外国人に係る警備犯罪の取締り
	テロリストの侵入を防止するための水際対策
	「テロ、ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析
	警備対象勢力の関与が疑われるサイバー事案が発生した際の関連情報の収集・分析
	大規模災害等緊急事態対処業務
	警備実施、警衛・警護
	警察用航空機の運用関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	警備関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理

業 務 の 仕 分 け

【情報通信部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	県警察、関係機関等との連絡・調整
	通信調整業務
	管理換業務
	機動警察通信隊の運用
	警備、捜査等の通信運用の実施等
	警察通信施設の重要障害への対応
	県警察に対する技術支援業務
	サイバーテロに係る緊急対処・予兆把握関連業務
	情報通信システムの運用・管理に係る業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	定例的な通信運用業務の指導等
	情報システム整備関連業務
	通信施設整備関連業務
	サイバーテロに係る平時の情報の収集、分析及び重要インフラ事業者等との一般的な情報交換等の実施